

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月26日

佐賀県教育委員会教育長 白 水 敏 光

佐賀県教育委員会規則第7号

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の課程等に関する規則（昭和39年佐賀県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
学校	課程	学科	昼夜間の別	学校	課程	学科	昼夜間の別
略				略			
佐賀県立佐賀工業高等学校	全日制課程	機械科、 <u>電気科、電子情報科、</u> 建築科	昼間	佐賀県立佐賀工業高等学校	全日制課程	機械科、 <u>機械システム科、電気科、電子科、情報システム科、</u> 建築科	昼間
	略				略		
略				略			

附 則

- この規則は、平成32年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則による改正前の佐賀県立学校の課程等に関する規則の規定により置かれていた学科で、この規則による改正後の佐賀県立学校の課程等に関する規則別表第1に定められていないものは、同表の規定にかかわらず、平成32年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。